

第6 産業廃棄物

1 産業廃棄物

ア 発生状況と処理状況

「産業廃棄物」は大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成14年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約1,116万トン（前年度比7.4%増加）です。中間処理等による減量化量は約715万トン、再生利用量は約288万トン、埋立や海洋投入により最終処分される量は約114万トンとなっています。

イ 産業廃棄物処理施設の設置状況

表 1-8-1 産業廃棄物の発生量と処理状況の変化

（単位：千t/年）

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
発生量	9,591	9,789	10,011	10,158	10,845	11,162
減量化量	5,482	5,682	5,835	6,228	6,743	7,145
再生利用量	2,196	2,178	2,203	2,285	2,730	2,875
市外で焼却、脱水等（中間処理）した量	797	905	981	619	-	467
最終処分（埋立、海洋投入）が必要な量	1,116	1,024	992	1,026	1,372	1,142

*13年度から、減量化量・再生利用量・最終処分量は市外での中間処理分を含めて推計しています。

平成15年3月末現在の横浜市内の処理施設数は、許可対象外施設（「法定外施設」といい設置許可の必要のない小規模なもの）を含めると352施設で、能力としては46,612トン/日となりました。

ウ 産業廃棄物の処分状況

最終処分の方法としては、埋め立て処分と海洋投入処分の2つの方法があります。

平成15年度に市内で埋め立て処分された量は、約83,700トンでした。内訳は、自己処分約12,400トン、処分業者による処分約8,300トン、市による処分約63,000トンとなっています。

一方、海洋投入処分された量は、約945,000トンで、全て市内で発生した赤土及び建設汚泥（非水溶性無機性汚泥）です。

市内で稼働中の産業廃棄物最終処分場は、民間施設が9施設（事業者6施設、処理業者3施設）、公共関与による施設が1施設あります。平成14年度末現在、民間処理業者の最終処分場については残容量が少なくなっており、かなり逼迫している状況になっています。

また、海洋投入処분을禁止するロンドン条約の批准等、環境保全のための法規制も厳しくなっています。

*ロンドン条約

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）は、国際的に海洋投棄に関する規制を取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年（昭和47年）に採択され、1975年（昭和50年）に発効。日本は1980年（昭和55年）に批准。

2 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、適正処理の推進

横浜市

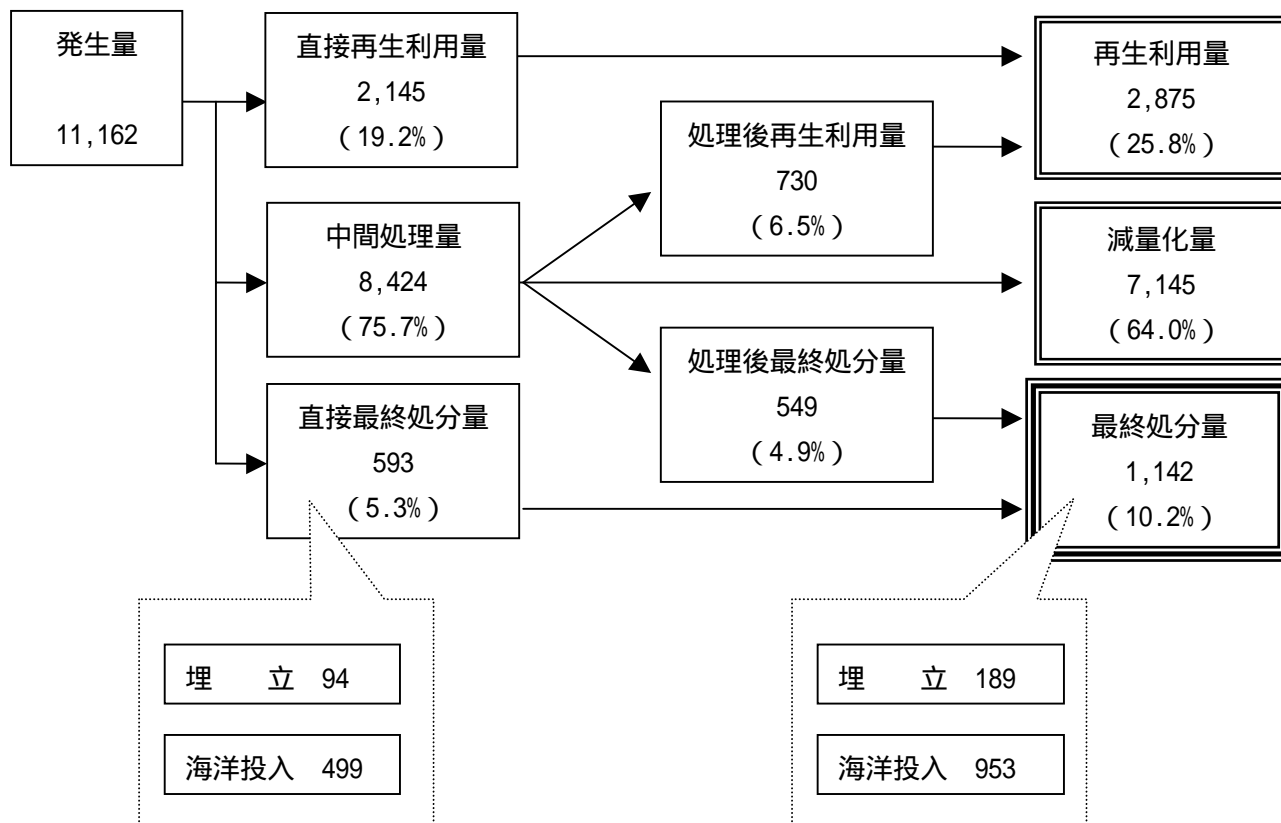
環境目標

適正処理が確保され、資源化、減量化の促進により処分量が極力抑制されている。

目標達成の
ための指標

最終的に処分される量を、現状（平成 13 年度推計値）の処理体制の維持を前提として予測した平成 17 年度における 143 万トンに対し、その 25%を削減した 107 万トンとする。

指標の達成状況（平成 14 年度）



単位：千 t / 年

フロー中の%は、発生量に対する割合

3 第4次横浜市産業廃棄物処理指導計画

横浜市では産業廃棄物を適正に処理するため、昭和60年度から5年ごとに「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を策定しています。現在は平成12年度に策定した「第4次計画」(平成13～17年度)に基づいて事業者等の指導を行っています。

「大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から資源循環型社会への転換」「環境に負荷の少ない廃棄物処理の推進」「安全で安心できる廃棄物処理施設の整備」を基本方針とし、目標の到達点及び数値目標を具体的に定めています。

目標1 発生抑制、再生利用、減量化の推進の数値 (単位：千t/年)

	平成13年度	平成17年度	
	推計値	推計値	目標値
発生量	10,027(100.0%)	10,498	10,292(100.0%)
再生利用量	1,721(*17.2%)	1,875	1,887(*18.3%)
減量化量	6,950(69.3%)	7,194	7,335(*71.3%)
最終処分量	1,356(*13.5%)	1,430	1,070(*10.4%)

注1:推計値は現状で推移した場合の予測値

注2:*印は発生量に対する割合

4 排出事業者指導

市内に約12万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象事業所の数は、約15,000です。これらの事業所を中心に立入指導を行って廃棄物の発生状況や処理・処分状況を指導監視しています。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。平成15年度の事業所立入件数は802件で、分析調査は112(延べ221)検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づいて、毎年1回産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約6,500事業所を対象に、処理・処分に関する報告書を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

5 建設リサイクル法に係る事務

解体工事や建設工事において発生する廃棄物の現場内での分別や、資源のリサイクル及び適正処分を促進するため「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」といいます。)が平成12年5月31日に公布され、平成14年5月30日に全面施行となりました。

届出等の件数

		平成14年度	平成15年度
届	出	3,531	5,938
通	知	1,320	1,740
計		4,851	7,678
	現地指導調査	85	516

6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業の4種類の許可区分に分類されます。(処分業とは、焼却・破碎などの中間処理、埋め立て、海洋投入です。)

(1) 許可件数の推移

(単位：件)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
新規	439 (20)	504 (30)	568 (50)
変更	137 (7)	126 (15)	134 (18)
更新	641 (17)	450 (21)	584 (68)
合計	1,217 (44)	1,080 (61)	1,286 (136)

()は内数 = 特別管理産業廃棄物処理業

許可件数は許可内容(業の種類)ごとに集計

(2) 産業廃棄物処理業許可業者数

許可内容 \ 年度	13年度	14年度	15年度
収集運搬	4,426	4,687	4,922
中間処理	89	89	92
中間処理	20	19	19
収集運搬 最終処分	2	1	2
最終処分	1	1	1
合計	4,538	4,797	5,036

(3) 実績の報告

業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して定期的に現地審査や立入指導を行っています。

7 最終処分指導

市内で埋立処分、海洋投入処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、「法」等に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理の維持管理等の指導監督を目的に立入調査を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、排水処理施設の維持管理や跡地整備に関する指導のため、立入検査を実施しています。

8 公共関与による処理処分施設

横浜市では公共事業の円滑な推進や市内中小企業等から排出される産業廃棄物の適正処理を補完するため、平成5年から南本牧廃棄物最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。また、将来の廃棄物最終処分先を確保するため、南本牧埋立地において、新たな処分場の設置について調査を進めていきます。

さらに、産業廃棄物のリサイクルを推進し最終処分量の減量化を図るため、神奈川県・川崎市とともに川崎市川崎区千鳥町に中間処理リサイクル施設を設置し、平成13年6月から受け入れを行っています。

9 特定廃棄物処分場跡地利用

産業廃棄物処分場跡地も様々なかたちで開発や土地利用の対象になっています。過去の土地に関する情報把握が不十分な状況で開発等が行われると、掘削工事段階で産業廃棄物処分場跡地であったことが判明するなど、トラブルが発生しています。

そこで、平成15年度施行の「横浜市生活環境の保全等に関する条例」では、特定廃棄物処分場設置者による処分場に関する記録の作成と、当該処分場跡地を利用する者による届出等について義務付けを行いました。

また、条例施行前の平成6年10月から既に「横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱」を施行しており、これに基づく跡地利用指導も行ってきました。この要綱では、条例対象外の処分場（法規制対象外の処分場）も対象としており、着工前の事前調査や対策計画の事前承認等を義務付けています。

平成15年度は、条例の届出対象となる跡地利用はありませんでしたが、要綱に基づく跡地利用指導は3件ありました。

10 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が実施されます。

更に、平成17年1月1日には使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行となります。

そこで、これらの制度を周知するため、関連事業者を対象に説明会等を実施しています。